

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用徴収、仮退院の許可に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用徴収、仮退院の許可に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県知事

公表日

令和7年12月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用認定に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という)第27条第1項又は第2項の規定に基づき、精神保健福祉法第22条から第26条の3の申請等により、精神保健指定医の診察を行っている。精神保健福祉法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定に基づき、精神保健福祉法第27条第1項、第2項及び第29条の2第1項の診察の結果、入院措置が必要である方に対して入院措置の決定、その入院措置に係る移送又はその入院措置の解除に関する事務を行っている。精神保健福祉法第31条の規定に基づき、措置入院に係る費用の徴収に関する事務を行っている。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①入院措置の決定②その入院措置の解除に関する決定③費用徴収額の決定
③システムの名称	精神障害者福祉統合管理システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
診察台長ファイル・措置台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">番号利用法 第9条第1項 別表の22の項番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第14条1号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38、39、40の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千葉県健康福祉部精神保健福祉センター救急情報課
②所属長の役職名	千葉県健康福祉部精神保健福祉センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号261-0024 千葉県千葉市美浜区豊砂6番1 千葉県健康福祉部精神保健福祉センター救急情報課 043-307-5197
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[<input type="radio"/>] 十分に行っている	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="radio"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[<input type="radio"/>] 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[<input type="radio"/>] 十分である</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
判断の根拠	権限のないものにより不正に使用されないよう、保管場所やアクセス権の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (2)事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という)第27条第1項又は第2項の規定に基づき、精神保健福祉法第22条から第26条の3の申請等により、精神保健指定医の診察を行っている。 精神保健福祉法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定に基づき、精神保健福祉法第27条第1項、第2項及び第29条の2第1項の診察の結果、入院措置が必要である方に対して入院措置の決定、その入院措置に係る移送又はその入院措置の解除に関する事務を行っている。 精神保健福祉法第31条の規定に基づき、措置入院に係る費用の徴収に関する事務を行っている。 精神保健福祉法第40条の規定に基づく、精神科病院の管理者より仮退院の許可申請があつた場合、許可申請の受理、その申請にかかる事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①精神保健福祉法に基づく申請・通报等に係る情報管理②診察に関する決定③診察の通知④診察に伴う情報や診察後の結果に関する情報管理⑤入院措置の決定⑥その入院措置に係る移送決定⑦その入院措置の解除に関する決定⑧費用徴収額の決定⑨仮退院許可決定⑩入院措置に係る情報管理 	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という)第27条第1項又は第2項の規定に基づき、精神保健福祉法第22条から第26条の3の申請等により、精神保健指定医の診察を行っている。 精神保健福祉法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定に基づき、精神保健福祉法第27条第1項、第2項及び第29条の2第1項の診察の結果、入院措置が必要である方に対して入院措置の決定、その入院措置に係る移送又はその入院措置の解除に関する事務を行っている。 精神保健福祉法第31条の規定に基づき、措置入院に係る費用の徴収に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①人院措置の決定②その人院措置の解除に関する決定③費用徴収額の決定 	事後	主務省令の改正による事務の変更
平成29年8月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (2)法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠) :560の項 (別表第2における情報照会の根拠) :23の項、24の項 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠) :提供しない (別表第2における情報照会の根拠) :22の項、23の項、24の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第2の主務省令における情報提供の根拠) :提供しない (別表第2の主務省令における情報照会の根拠) :第15条各号、第16条、第17条各号 	事後	主務省令の改正
平成29年8月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 (1)部署	千葉県障害福祉課精神保健福祉推進室	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課精神通報対応班	事後	組織改編
平成29年8月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 (2)所属長	障害福祉課長 古屋 勝史	健康福祉部障害者福祉推進課長 吉田 謙	事後	人事異動
平成29年8月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁千葉市中央区市場町1-1千葉県庁南厅舍1階 情報公開・個人情報センター 千葉県総務部政策法務課個人情報・相談調整班 043-223-4629	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁千葉市中央区市場町1-1千葉県庁南厅舍1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629	事後	組織改編
平成29年8月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南厅舍4階 千葉県障害福祉課精神保健福祉推進室 043-223-2396	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南厅舍4階 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課精神通報対応班 043-223-2396	事後	組織改編
平成29年8月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数／2. 取扱者数	平成27年4月27日時点	平成29年4月5日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 (2)所属長	健康福祉部障害者福祉推進課長 吉田 謙	健康福祉部障害者福祉推進課長	事後	様式の変更に伴う
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数／2. 取扱者数	平成29年4月5日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	(新設)	事後	様式の変更に伴う
令和2年8月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数／2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年8月25日	IV リスク対策 7. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない	[○]接続しない(提供)	事後	時点修正
令和3年10月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (2)法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠) :提供しない (別表第2における情報照会の根拠) :22の項、23の項、24の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第2の主務省令における情報提供の根拠) :提供しない (別表第2の主務省令における情報照会の根拠) :第15条各号、第16条、第17条各号 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠) :提供しない (別表第2における情報照会の根拠) :22の項、23の項、24の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第2の主務省令における情報提供の根拠) :提供しない (別表第2の主務省令における情報照会の根拠) :第15条各号、第16条、第17条各号 	事後	番号利用法の改正に伴う
令和7年3月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 (1)部署	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課精神通報対応班	千葉県健康福祉部精神保健福祉センター救急情報課	事後	組織改編
令和7年3月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 (2)所属長の役職名	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課長	千葉県健康福祉部精神保健福祉センター長	事後	組織改編

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県千葉市南厅舎4階 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課精神通報対応班 043-223-2396	郵便番号261-0024 千葉県千葉市美浜区豊砂6番1 千葉県健康福祉部精神保健福祉センター救急情報課 043-307-5197	事後	組織改編
令和7年3月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数／2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年3月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第1の14の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第14条1号	・番号利用法 第9条第1項 別表の22の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第14条1号	事後	評価書の事務に関連した法令上の根拠に修正
令和7年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 提供しない (別表第2における情報照会の根拠) 22の項、23の項、24の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第2の主務省令における情報提供の根拠) 提供しない (別表第2の主務省令における情報照会の根拠) 第15条各号、第16条、第17条各号	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38、39、40の項	事後	評価書の事務に関連した法令上の根拠に修正
令和7年12月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数／2. 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正